

単価の名称 第 1 欄	設 定 の 要 件 第 2 欄	適用される単価 第 3 欄
1 職業指導員加算分 保護単価	福祉型障害児入所施設（主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。）であって、別表 8 のその施設の職員の定数表に掲げる「職業指導員」が別の基準によりおかれている場合	別表 7 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の（1）職業指導員加算分保護単価
2 幼児加算分保護単 価	主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設であって幼児が入所している場合	別表 7 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の（2）主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の幼児加算分保護単価
3 民間施設給与等改 善費	地方公共団体の経営する施設以外の施設（昭和 46 年 7 月 16 日社庶第 121 号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等（以下「社会福祉事業団等」という。）経営の施設を除く。）の場合	一般分保護単価（職業指導員加算分保護単価、心理指導担当職員配置加算分保護単価、心理指導担当職員配置加算分保護単価（公認心理師を配置した場合）、看護職員配置加算（Ⅰ）分保護単価、看護職員配置加算（Ⅱ）分保護単価、児童発達支援管理責任者配置費分保護単価、児童指導員等加配加算分保護単価、小規模グループケア加算分保護単価の加算が行われる場合においては、それらの加算単価を加算した額）又は、別に定める基準により認定された保護単価×別に定める基準による加算率（ただし、加算率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずるこ

		とができる。)
4 指導員特別加算分 保護単価	主として盲児又はろうあ児を入所させる 福祉型障害児入所施設の場合	別表7の事務費の保護単価表 の2加算分保護単価の(3)主 として盲児又はろうあ児を入 所させる福祉型障害児入所施 設の指導員特別加算分保護単 価
5 知的障害児自活訓 練事業加算費	別に定める基準により加算の認定を受け た場合	別に定める基準により認定さ れた保護単価
6 心理指導担当職員 配置加算費	福祉型障害児入所施設であって、別に定め る基準に該当する場合	別表7の事務費の保護単価表 の2加算分保護単価の(4)心 理指導担当職員配置加算分保 護単価
7 心理指導担当職員 配置加算費(公認心 理師を配置した場 合)	福祉型障害児入所施設であって、別に定め る基準に該当し、「公認心理師」の資格を 有する者を配置した場合	別表7の事務費の保護単価表 の2加算分保護単価の(5)心 理指導担当職員配置加算分保 護単価(公認心理師を配置した 場合)
8 看護職員配置加算 (I)費	主として知的障害のある児童、盲児又はろ うあ児を入所させる福祉型障害児入所施 設であって、別に定める基準に該当する場 合	別表7の事務費の保護単価表 の2加算分保護単価の(6)看 護職員加配加算(I)分保護単 価
9 看護職員配置加算 (II)費	福祉型障害児入所施設であって、別に定め る基準に該当する「看護職員」を加配して 配置した場合	別表7の事務費の保護単価表 の2加算分保護単価の(7)看 護職員加配加算(II)分保護単 価
10 児童発達支援管理 責任者配置費	福祉型障害児入所施設であって、別表8及 び9のその施設の職員の定数表に掲げる 「児童発達支援管理責任者」が配置されて いる場合	別表7の事務費の保護単価表 の2加算分保護単価の(8)児 童発達支援管理責任者配置費 分保護単価
11 児童指導員等加配 加算費	福祉型障害児入所施設であって、別表8及 び9のその施設の職員の定数表に掲げる 「児童指導員、保育士」を加配して配置さ れている場合、又は「理学療法士、作業療	別表7の事務費の保護単価表 の2加算分保護単価の(9)児 童指導員等加配加算分保護単 価

	法士、言語聴覚士」が配置されている場合 (2名まで)	
12 小規模グループケア加算費	福祉型障害児入所施設であって、別に定める基準に該当する場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(10)小規模グループケア加算分保護単価

(2)	ア	福祉型障害児入所施設の措置児童等	その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費	<p>福祉型障害児入所施設の場合は、次の算式(1)により算定した額。</p> <p>ただし、福祉型障害児入所施設において重度障害児が入所しているときは、重度障害児支援加算費(以下「重度加算費」という。)として算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額をそれぞれ加算する。</p> <p>算式(1)</p> <p style="text-align: center;">51,930円×その月の初日の措置児童等数</p> <p>算式(2)</p> <p style="text-align: center;">次の表の重度加算費月額保護単価×その月初日の別に定める基準による重度障害児数</p> <p>重度加算費保護単価表(重度障害児1人当たり)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">障害種別</th> <th style="width: 70%;">月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">知的障害児</td> <td>25%加算分 51,370円</td> </tr> <tr> <td>30%加算分 61,650円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自閉症児</td> <td>25%加算分 51,370円</td> </tr> <tr> <td>30%加算分 61,650円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">盲児</td> <td>25%加算分 49,150円</td> </tr> <tr> <td>30%加算分 59,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ろうあ児</td> <td>25%加算分 44,350円</td> </tr> <tr> <td>30%加算分 53,230円</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由児</td> <td>61,650円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額を加算</p>	障害種別	月額	知的障害児	25%加算分 51,370 円	30%加算分 61,650 円	自閉症児	25%加算分 51,370 円	30%加算分 61,650 円	盲児	25%加算分 49,150 円	30%加算分 59,000 円	ろうあ児	25%加算分 44,350 円	30%加算分 53,230 円	肢体不自由児	61,650 円
	障害種別	月額																		
知的障害児	25%加算分 51,370 円																			
	30%加算分 61,650 円																			
自閉症児	25%加算分 51,370 円																			
	30%加算分 61,650 円																			
盲児	25%加算分 49,150 円																			
	30%加算分 59,000 円																			
ろうあ児	25%加算分 44,350 円																			
	30%加算分 53,230 円																			
肢体不自由児	61,650 円																			
イ	福祉型障害児入所施設の措置児童等であって、別に定める基準により重度障害児と認定されたもの	その児童の監護及び日常諸経費等																		

生活費

諸

費

			<p>する。（主として肢体不自由児を入所させる場合は除く。）</p> <p>行動障害児加算費月額保護単価 3,340 円 × その月の別に定める基準による行動障害児数</p>
ウ	<p>主として知的障害児又は自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の措置児童等であって、別に定める基準により指定を受けた施設の強度行動障害児</p>	<p>その児童の監護及び日常諸経費等</p>	<p>算 式（3）</p> <p>強度行動障害児特別支援加算費月額保護単価 241,940 円×その月初日の別に定める基準による強度行動障害児数</p>
エ	<p>重度加算費の対象児童等であって、別に定める基準により重度重複障害児と認定されたもの</p>	<p>その児童の監護及び日常諸経費等</p>	<p>算 式（4）</p> <p>重度重複障害児加算費月額保護単価 34,900 円×その月初日の別に定める基準による重度重複障害児数</p>
オ	<p>障害児入所施設及び指定発達支援</p>	<p>その児童の監護及び日常諸</p>	<p>算 式（5）</p> <p>被虐待児受入加算費月額保護単価 38,000 円×その月初日の別に定める基準による被虐待児数</p>

	待 児 受 入 加 算 費	医療機関に 入所する措 置児童等 であって、別 に定める基 準により虐 待を受けて いたものと 認定された 児童	経費等																						
(3)	ア 点 数 分	主として肢 体不自由児 を入所させ る医療型障 害児入所施 設の措置児 童等	施設の運 営に必要な 事務費及び 生活諸経費	次の算式(1)から(10)により算定した額の合 算額 算式(1) 保健衛生費月額保護単価 370 円×その月初 日の措置児童等数 算式(2) 次の表のA欄に掲げる保育士等加算費月額 保護単価×その月初日の措置児童等数(地方 公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施 設以外の施設の場合、民間施設加算額として 次の表のB欄に掲げる額を加算した額とす る。)																					
肢 体 不 自 由 児 基 本 分				保育士等加算費保護単価表(措置児童等1人当たり月額)																					
				<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">措置児童等数</th> <th>50人 まで</th> <th>51人 から 60人 まで</th> <th>61人 から 70人 まで</th> <th>71人 から 80人 まで</th> <th>81人 から 90人 まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 欄</td> <td>基 本 分</td> <td>円 28,820</td> <td>円 28,030</td> <td>円 27,420</td> <td>円 26,710</td> <td>円 25,970</td> </tr> <tr> <td>B 欄</td> <td>加 算 分</td> <td>2,460</td> <td>2,350</td> <td>2,330</td> <td>2,250</td> <td>2,160</td> </tr> </tbody> </table>	措置児童等数		50人 まで	51人 から 60人 まで	61人 から 70人 まで	71人 から 80人 まで	81人 から 90人 まで	A 欄	基 本 分	円 28,820	円 28,030	円 27,420	円 26,710	円 25,970	B 欄	加 算 分	2,460	2,350	2,330	2,250	2,160
措置児童等数		50人 まで	51人 から 60人 まで	61人 から 70人 まで	71人 から 80人 まで	81人 から 90人 まで																			
A 欄	基 本 分	円 28,820	円 28,030	円 27,420	円 26,710	円 25,970																			
B 欄	加 算 分	2,460	2,350	2,330	2,250	2,160																			

措置費

措置児童等数		91人から100人まで	101人から110人まで	111人から120人まで	121人から130人まで	131人から140人まで
A欄	基本	円 25,260	円 24,990	円 24,790	円 24,500	円 24,310
B欄	加算	2,160	2,120	2,090	2,070	2,050
措置児童等数		141人から150人まで	151人から160人まで	161人から170人まで	171人から180人まで	181人から190人まで
A欄	基本	円 24,100	円 23,940	円 23,820	円 23,730	円 23,620
B欄	加算	2,040	2,030	2,020	2,000	1,990
措置児童等数		191人から200人まで	201人以上			
A欄	基本	円 23,500	円 23,410			
B欄	加算	2,000	1,960			

ただし、乳幼児を措置しているときは、次の算式により算定した額を加算する。

$$\left(\begin{array}{l} \text{次の表のA欄に} \\ \text{掲げる乳幼児保} \\ \text{育士等加算費月} \\ \text{額保護単価} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{その月} \\ \text{初日の} \\ \text{措置乳} \\ \text{幼児数} \end{array} \right)$$

(ただし、地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)

(注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第4条第1項第1号及び第2号に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものとす。

乳幼児保育士等加算費保護単価表
(乳幼児1人当たり月額)

	A 欄	B 欄
基本分	21,730 円	1,840 円

算 式(3)

日用品費月額保護単価 20,780 円 × その月初日の措置児童等数

算 式(4)

指導訓練材料費月額保護単価 430 円 × その月初日の措置児童等数

算 式(5)

看護代替要員費月額保護単価 160 円 × その月初日の措置児童等数

算 式(6)

スプリンクラー保守管理等費月額保護単価 310 円 × その月初日の措置児童等数

各月初日において、スプリンクラー設備(「消防法施行令」(昭和36年政令第37号)、「同法施行規則」(昭和36年自治省令第6号)に定める設備

			<p>・設置基準及び昭和 62 年 10 月 27 日消防予第 189 号「既存の社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」（消防庁予防課長通知）に基づくスプリンクラー設備をいう。以下同じ。）を設置している施設（地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。）</p> <p>算 式(7) 心理指導担当職員配置加算分月額保護単価 5,430 円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算 式(8) 心理指導担当職員配置加算分月額保護単価（公認心理師を配置した場合） 6,630 円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算 式(9) 児童発達支援管理責任者配置費分月額保護単価 7,710 円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算 式(10) 小規模グループケア加算分月額保護単価 76,130 円×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童等数</p> <p>(注) この欄に掲げる経費のほか、幼稚園費、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、職業補導費、就職支度費及び葬祭費を支弁できるものとし、これらの経費の支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(15)まで、(17)及び(18)の費目の項に定めるところによる。</p>
イ	別に定める基準による重度肢体不自由児棟の措置児童	その児童の看護及び日常諸	<p>重度障害児支援加算費月額保護単価 61,650 円×その月初日の別に定める基準による重度肢体不自由児棟の措置児童等数</p>

	害等 児支 援加 算費	経費等	
(4) 肢 体 不 自 由 児 療 育 費	主として肢体不自由児を入所させる指定発達支援医療機関の措置児童等	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>次の算式(1)から算式(5)までにより算定した額の合算額</p> <p>算式(1)(日用品費分) 日用品費月額保護単価 20,780 円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(2)(保育士等加算費分) 保育士等加算費月額保護単価 21,730 円×その月初日の措置児童等数 ただし、乳幼児を措置しているときは、次の算式により算定した額を合算する。 乳幼児保育士等加算費月額保護単価 21,730 円×その月初日の措置乳幼児数 (注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第4条第1項第1号及び第2号に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものとす。</p> <p>算式(3) (重度障害児支援加算費分) 重度障害児支援加算費月額保護単価 61,650 円×その月初日の措置児童等数(すべての措置児を重度肢体不自由児棟に入所されているものとみなす。)</p> <p>算式(4) 指導訓練材料費月額保護単価 430 円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(5)</p>

			<p>特別訓練費月額保護単価 820 円×その月初日において 15 歳を超えた児童であって、教育費又は、特別育成費を支弁されない措置児童等数</p> <p>(注) この欄に掲げる経費のほか、幼稚園費、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費及び葬祭費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(14)まで及び(18)の費目の項に定めるところによる。</p>												
(5)	主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設等の措置児童等	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>次の算式(1)から算式(10)までにより算定した額の合算額</p> <p>算式(1) (保健衛生費分) 保健衛生費月額保護単価 370 円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(2) (保育士等加算費)</p> $\left[\begin{array}{l} \text{次の表のA欄に掲} \\ \text{げる保育士等加算} \\ \text{費月額保護単価} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{その月初} \\ \text{日の措置} \\ \text{児童等数} \end{array} \right]$ <p>(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)</p>												
自閉症児基本			<p>保育士等加算費保護単価表 (措置児童等 1 人当たり月額)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>措置児童等数</td> <td>40 人 まで</td> <td>41 人 から 50 人 まで</td> <td>51 人 から 60 人 まで</td> <td>61 人 から 70 人 まで</td> <td>71 人 から 80 人 まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	措置児童等数	40 人 まで	41 人 から 50 人 まで	51 人 から 60 人 まで	61 人 から 70 人 まで	71 人 から 80 人 まで						
措置児童等数	40 人 まで	41 人 から 50 人 まで	51 人 から 60 人 まで	61 人 から 70 人 まで	71 人 から 80 人 まで										
分															
措															

置
費

A 欄	基 本 分	円 76,630	円 75,610	円 74,480	円 73,370	円 72,240
B 欄	加 算 分	6,730	6,690	6,510	6,430	6,320
措置児童等数		81人 から 90人 まで	91人 から 100人 まで	101人 から 110人 まで	111人 以上	
A 欄	基 本 分	円 71,830	円 71,500	円 71,080	円 70,670	
B 欄	加 算 分	6,280	6,280	6,210	6,200	

算 式(3) (日用品費分)

日用品費月額保護単価 20,780 円 × その月初日の措置児童等数

算 式(4) (看護代替要員費分)

看護代替要員費月額保護単価 160 円 × その月初日の措置児童等数

算 式(5) (重度障害児支援加算費分)

次の表の重度障害児支援加算費月額保護単価 × その月初日の別に定める基準による重障害児数

重度障害児支援加算費保護単価表

(措置児童等 1 人当たり)

区 分	保護単価 (月額)
25%加算分	51,370 円
30%加算分	61,650 円

ただし、別に定める基準に該当する場合においては、次の算式により算定した額を加算する。

行動障害児加算費月額保護単価 3,340 円×その月の別に定める基準による行動障害児数

算 式 (6) (スプリンクラー保守管理等費分)
スプリンクラー保守管理等費月額保護単価
(40 人以下施設) 950 円×その月初日の措置児童等数

各月初日において、スプリンクラー設備を設置している施設(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。)

算 式 (7)
心理指導担当職員配置加算分月額保護単価
5,430 円×その月初日の措置児童等数

算 式 (8)
心理指導担当職員配置加算分月額保護単価(公認心理師を配置した場合)
6,630 円×その月初日の措置児童等数

算 式 (9)
児童発達支援管理責任者配置費分月額保護単価 7,710 円×その月初日の措置児童等数

算 式 (10)
小規模グループケア加算分月額保護単価
76,130 円×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童等数

(注) この欄に掲げる経費のほか、幼稚園費、教育

			費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、職業補導費、就職支度費及び葬祭費を支弁できるものとし、その支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(15)及び(17)並びに(18)の費目の項に定めるところによる。
(6) 重 症 心 身 障 害 児 療 育 費	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>次の算式(1)から算式(7)までにより算定した額の合算額</p> <p>算式(1)(指導費分) 指導費月額保護単価 253,190 円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(2)(日用品費分) 日用品費月額保護単価 20,780 円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(3)(看護代替要員費分) 看護代替要員費月額保護単価 160 円×その月初日の措置児童等数(指定発達支援医療機関に入所させる場合は除く。)</p> <p>算式(4)(療育訓練費分) 療育訓練費月額保護単価 430 円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(5)(スプリンクラー保守管理等費分) スプリンクラー保守管理等費月額保護単価 310 円×その月初日の措置児童等数 各月初日において、スプリンクラー設備を設置している施設(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。)</p> <p>算式(6) 児童発達支援管理責任者配置費分月額保護単</p>

			<p>価 7,710 円×その月初日の措置児童等数（指定発達支援医療機関に入所させる場合は除く。）</p> <p>算 式(7) 小規模グループケア加算分月額保護単価 76,130 円×その月初日の別に定める基準による 小規模グループケア加算対象措置児童等数（指定発達支援医療機関に入所させる場合は除く。）</p> <p>(注) この欄に掲げる経費のほか、幼稚園費、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費及び葬祭費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(14)及び(18)の費目の項に定めるところによる。</p>
(7) 幼稚園費	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって幼稚園に就園中のもの及び幼稚園に入園するもの。	幼稚園及び子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 1 号の認定を受けた児童(子ども・子育て支援法第 11 条に規定する子どものための教育・保育給付費の支給を受けている児童に限る。)が利用する	<p>次の算式により算定した額。</p> <p>その施設等のその月またはその年度におけるその措置児童につき、幼稚園等に就園している児童であって、幼稚園等の就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費（寄付金は除く。）を合算した額。</p> <p>ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費を補助している場合においては、その就園奨励費補助額を控除した額とする。</p>

		施設・事業所（以下「幼稚園等」という。）の就園に必要な経費									
(8)	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のものと及び特別支援学校の高等部第1学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の義務教育(特別支援学校高等部の教育を含む。)に必要な学用品費等代 (2) 教材代 (3) 通学のための交通費 (4) その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等	<p>次の算式(1)によって算定した額</p> <p>ただし、教材代又は通学のための交通費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)又は算式(3)により算定した額を、特別支援学校の高等部第1学年に入学する児童があるときは、算式(4)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。</p> <p>なお、算式(4)については、4月分の措置費として支弁する。</p> <p>算式(1)</p> <p>次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童等数</p> <p>教育費保護単価表(措置児童等1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>特別支援学校高等部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価(月額)</td> <td>円 2,210</td> <td>円 4,380</td> <td>円 4,380</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2)</p> <p>その施設のその月におけるその措置児童等の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額</p> <p>算式(3)</p> <p>その施設のその月におけるその措置児童等であって、交通費の支給を必要と認めるもの(その</p>	学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部	保護単価(月額)	円 2,210	円 4,380	円 4,380
学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部								
保護単価(月額)	円 2,210	円 4,380	円 4,380								

			<p>児童（重症心身障害児を除く。）が通学する場合に付添人を特に必要と認めるときは、その付添人を含み、その数はそれぞれ児童6人につき1人とする。）があるときは、その児童又は付添人が最も経済的な通常の経路及び方法により通学し、又は付添いする場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあつては、これに準ずるもの。）の実費を合算した額</p> <p>算式(4) 特別加算費年額保護単価 61,200 円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童等数</p>				
(9) 学 校 給 食 費	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であつて、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	その児童のその学校給食に必要な経費	その施設のその月におけるその措置児童等が、その義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額				
(10) 見 学 旅 行	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であつて、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは特別支援学校の高等部第3学年(高等学校を含む。)の在学中のもので、その学校の教育	その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等	<p>次の算式により算定した額の合算額</p> <p>算式 次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童等数</p> <p>見学旅行費保護単価表（措置児童等1人当たり）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>21,670 円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価 (年額)	小学校第6学年	21,670 円
学年別	保護単価 (年額)						
小学校第6学年	21,670 円						

費	課程において実施される見学旅行（通常の「修学旅行」をいう。）に参加するもの。		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="831 152 1214 248">中学校第3学年</td> <td data-bbox="1214 152 1422 248">60,300円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 248 1214 394">特別支援学校の高等部第3学年（高等学校を含む。）</td> <td data-bbox="1214 248 1422 394">111,290円</td> </tr> </table>	中学校第3学年	60,300円	特別支援学校の高等部第3学年（高等学校を含む。）	111,290円		
中学校第3学年	60,300円								
特別支援学校の高等部第3学年（高等学校を含む。）	111,290円								
(11) 入進学支度金	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	その児童の入進学に際し必要な学童用品等の購入費	<p>次の算式によって算定した額の合算額とし4月分の措置費として支弁する。</p> <p>算式 次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童等数</p> <p>入進学支度金保護単価表 (措置児童等1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="815 931 1289 1077">学 年 別</th> <th data-bbox="1289 931 1433 1077">保護単価 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="815 1077 1289 1173">小学校第1学年入学児童</td> <td data-bbox="1289 1077 1433 1173">51,060円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 1173 1289 1270">中学校第1学年進学児童</td> <td data-bbox="1289 1173 1433 1270">60,000円</td> </tr> </tbody> </table>	学 年 別	保護単価 (年額)	小学校第1学年入学児童	51,060円	中学校第1学年進学児童	60,000円
学 年 別	保護単価 (年額)								
小学校第1学年入学児童	51,060円								
中学校第1学年進学児童	60,000円								
(12) 特別育成費	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、別に定めるところにより、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1)その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の	<p>次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費として支弁する。</p> <p>算式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単価×その月の公私別高等学校在学措置児童等数</p> <p>特別育成費保護単価表 (措置児童等1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="903 1906 1198 2051">公私別</th> <th data-bbox="1198 1906 1406 2051">保護単価 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="903 1906 1198 2051"></td> <td data-bbox="1198 1906 1406 2051"></td> </tr> </tbody> </table>	公私別	保護単価 (月額)				
公私別	保護単価 (月額)								

		教科学習費、通学費等 (2) その児童の高等学校入学に際し必要な学用品費等	<table border="1"> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td>23,330 円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td>34,540 円</td> </tr> </table> <p>算式(2) 特別加算費年額保護単価 61,200 円 × 高等学校第1学年入学措置児童等数</p>	国・公立高等学校	23,330 円	私立高等学校	34,540 円
国・公立高等学校	23,330 円						
私立高等学校	34,540 円						
(13) 夏 季 等 特 別 行 事 費	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。	その児童の夏季等特別行事に参加するのに必要な交通費等	次の算式によって算定した額 算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価 3,150 円 × 夏季等特別行事参加措置児童等数				
(14) 期 末 一 時 扶 助 費	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等	その児童の年末における被服等の購入費	次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費として支弁する。 算式 期末一時扶助費年額保護単価 5,560 円 × 12月初日の措置児童等数				

<p>(15) 職業補導費</p>	<p>障害児入所施設の措置児童等(重症心身障害児を除く。)であって、義務教育を終了した後公共職業訓練所等の職業補導機関に通うもの。</p>	<p>次に掲げる経費 (1)その児童の交通費 (2)その児童に係る教科書代等</p>	<p>次の算式により算定した額の合算額</p> <p>算式(1) その施設のその月におけるその措置児童等が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあってはこれに準ずるもの)の実費</p> <p>算式(2) 職業補導費月額保護単価 5,030 円×その月の職業補導機関に通っている措置児童等数</p>												
<p>(16) 児童用採暖費</p>	<p>福祉型障害児入所施設の措置児童等</p>	<p>その児童の冬の採暖に必要な経費</p>	<p>次の算式によって算定した額。 ただし、その支弁のできる期間は、10月分から翌年3月分までに限る。</p> <p>算式 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童等数</p> <p style="text-align: center;">児童用採暖費保護単価表(措置児童等1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="448 1317 1437 1659"> <thead> <tr> <th>級地別</th> <th>5級地</th> <th>4級地</th> <th>3級地</th> <th>2級地</th> <th>その他の地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価(月額)</td> <td>円 7,610</td> <td>円 5,840</td> <td>円 3,780</td> <td>円 2,810</td> <td>円 1,410</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)児童用採暖費の級地区分については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に規定する級地区分を使用すること。</p>	級地別	5級地	4級地	3級地	2級地	その他の地域	保護単価(月額)	円 7,610	円 5,840	円 3,780	円 2,810	円 1,410
級地別	5級地	4級地	3級地	2級地	その他の地域										
保護単価(月額)	円 7,610	円 5,840	円 3,780	円 2,810	円 1,410										

<p>(17) 就職支度費</p>	<p>障害児入所施設の措置児童等(重症心身障害児を除く。)であって、その児童が就職するためその入所の措置が解除されることとなったもの。</p>	<p>(1)その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費 (2)その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等</p>	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、入所措置が解除される日の属する月の措置費として支弁する。ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。</p> <p>算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価 82,760 円×その月の就職による措置解除児童数</p> <p>算式(2) 就職支度費1件当たり特別基準保護単価 141,430 円×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数</p>
<p>(18) 葬祭費</p>	<p>障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、死亡したもの(以下「死亡児」という。)</p>	<p>その死亡児の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費</p>	<p>次の算式により算定した額。ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の総額が 159,040 円を超える場合であって、その総額のうち火葬に要した費用の額が 450 円を超えるときはその超える額を、自動車の料金その他死体の運搬に要した費用の額が 10,760 円を超えるときは 9,190 円の範囲内においてその超える額を、それぞれ加算する。</p> <p>算式 葬祭費1件当たり保護単価 159,040 円×死亡児数</p>

費目の種類 第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の用途 第 3 欄	各月の支弁額の算式 第 4 欄
(1) 肢体不自由児基本分措置医療費	主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設の措置児童等	施設の運営に必要な医療費	<p>次の算式により算定した額の合計額</p> <p>算式</p> <p>ア その措置児童等が社会保険(健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。)の被保険者、組合員又は被扶養者である場合においては、診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号。以下「診療報酬の算定方法」という。)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 99 号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。)に準じて算定した額から、その社会保険において医療に関する給付が行われる額を控除した額</p> <p>イ アに該当しない措置児童等については、診療報酬の算定方法に準じて算定した額</p>
(2) 肢体不自由児療育費	主として肢体不自由児を入所させる指定発達支援医療機関の措置児童等	施設の運営に必要な医療費	<p>次の算式により算定した額の合計額</p> <p>算式</p> <p>各月の支弁額の算式は、この表の(1)のアの「肢体不自由児基本分措置医療費」の第 4 欄の算式に定めるところに準じて算定した額</p>
(3) 自	主として自閉症児を入	施設の運営に必要な	次の算式により算定した額の合計額

閉症児基本分措置医療費	所させる医療型障害児入所施設の措置児童等	な医療費	<p>算式</p> <p>各月の支弁額の算式は、この表の(1)のアの「肢体不自由児基本分措置医療費」の第4欄の算式に定めるところに準じて算定した額</p>
(4)重症心身障害児療育費	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等	施設の運営に必要な医療費	<p>次の算式により算定した額の合計額</p> <p>算式</p> <p>各月の支弁額の算式は、この表の(1)のアの「肢体不自由児基本分措置医療費」の第4欄の算式に定めるところに準じて算定した額</p>
(5)措置医療費	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって疾病、障害等により医師、歯科医師等によって、診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためその支弁が必要と認められるもの	その児童等の医療に必要な経費	<p>次の算式によって算定した額</p> <p>算式</p> <p>その施設その月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額</p> <p>なお、その児童等の看護、移送等に要する費用についても健康保険法の給付の取扱いの場合に準じて支弁して差支えない。</p>

別表 4

費目の種類 第1欄	対象経費 第2欄	基準額 第3欄
(1) 障害児入所給付費	法第24条の2に規定する障害児入所給付費の支給に要した費用	法第24条の2の規定に基づき、指定入所支援費用基準額につき算定した障害児入所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(2) 高額障害児入所給付費	法第24条の6に規定する高額障害児入所給付費の支給に要した費用	児童福祉法施行令第27条の4の規定に基づき算定した高額障害児入所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(3) 特定入所障害児食費等給付費	法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用	児童福祉法施行令第27条の6の規定に基づき算定した特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(4) 障害児通所給付費	法第21条の5の3に規定する障害児通所給付費の支給に要した費用	法第21条の5の3の規定に基づき、指定通所支援費用基準額につき算定した障害児通所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

<p>(5) 特例障害児 通所給付費</p>	<p>法第 21 条の 5 の 4 に規定する特例障害児通所給付費の支給に要した費用</p>	<p>法第 21 条の 5 の 4 の規定に基づき算定した特例障害児通所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>
<p>(6) 高額障害児 通所給付費</p>	<p>法第 21 条の 5 の 12 に規定する高額障害児通所給付費の支給に要した費用</p>	<p>児童福祉法施行令第 25 条の 5 の規定に基づき算定した高額障害児通所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>
<p>(7) 障害児相談 支援給付費</p>	<p>法第 24 条の 26 に規定する障害児相談支援給付費の支給に要した費用</p>	<p>法第 24 条の 26 の規定に基づき算定した障害児相談支援給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>
<p>(8) 特例障害児 相談支援給 付費</p>	<p>法第 24 条の 27 に規定する特例障害児相談支援給付費の支給に要した費用</p>	<p>法第 24 条の 27 の規定に基づき算定した特例障害児相談支援給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>
<p>(9) 旧障害児 施設給付 費</p>	<p>旧法第 24 条の 2 に規定する障害児施設給付費の支給に要した費用</p>	<p>旧法第 24 条の 2 の規定に基づき、指定施設支援費用基準額につき算定した障害児施設給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>
<p>(10)</p>	<p>旧法第 24 条の 6 に規定する高額障害児施設給付費</p>	<p>「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見</p>

<p>旧高額障害児施設給付費</p>	<p>の支給に要した費用</p>	<p>直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」第2条による改正前の児童福祉法施行令（以下「旧児童福祉法施行令」という。）第27条の4の規定に基づき算定した高額障害児施設給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>
<p>(11) 旧特定入所障害児食費等給付費</p>	<p>旧法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用</p>	<p>旧児童福祉法施行令第27条の6の規定に基づき算定した特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>

費目の種類 第 1 欄	対象経費 第 2 欄	基準額 第 3 欄
(1) 障害児入所医療費	法第 24 条の 20 に規定する障害児入所医療費の支給に要した費用	法第 24 条の 20 の規定に基づき算定した障害児入所医療費の額から同法第 24 条の 22 に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(2) 肢体不自由児通所医療費	法第 21 条の 5 の 29 に規定する肢体不自由児通所医療費の支給に要した費用	法第 21 条の 5 の 29 の規定に基づき算定した肢体不自由児通所医療費の額から同法第 21 条の 5 の 31 に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(3) 旧障害児施設医療費	旧法第 24 条の 20 に規定する障害児施設医療費の支給に要した費用	旧法第 24 条の 20 の規定に基づき算定した障害児施設医療費の額から同法第 24 条の 22 に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	
階層区分	定 義	徴収金基準額 (月額)	
A	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯	0 円	
B	A 階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	
C	A 階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）	4,500	
D 1	A 階層及び C 階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	12,000 円以下	6,600
D 2		12,001 円から 30,000 円まで	9,000
D 3		30,001 円から 60,000 円まで	13,500
D 4		60,001 円から 96,000 円まで	18,700
D 5		96,001 円から 189,000 円まで	29,000

D 6	189,001 円から 277,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（治療に要する費用を含む。以下同じ。）（全額徴収。ただし、その額が 41,200 円を超えるときは 41,200 円とする。）
D 7	277,001 円から 348,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 54,200 円を超えるときは 54,200 円とする。）
D 8	348,001 円から 465,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 68,700 円を超えるときは 68,700 円とする。）
D 9	465,001 円から 594,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 85,000 円を超えるときは 85,000 円とする。）
D 10	594,001 円から 716,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 102,900 円を超えるときは 102,900 円とする。）
D 11	716,001 円から 864,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 122,500 円を超えるときは 122,500 円とする。）

D 12	864,001 円から 1,056,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 143,800 円を超えるときは 143,800 円とする。）
D 13	1,056,001 円から 1,238,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 166,600 円を超えるときは 166,600 円とする。）
D 14	1,238,001 円から 1,439,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 191,200 円を超えるときは 191,200 円とする。）
D 15	1,439,001 円以上	全 額 徴 収
備 考	<p>1 この表の C 階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいい、同階層及び D 1～D 15 階層における「所得割の額」とは、同項第 2 号に規定する所得割の額をいう。</p> <p>なお、同法第 323 条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。</p> <p>（1） 地方税法第 314 条の 7、第 314 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項、附則第 5 条の 4 第 6 項及び附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しないものとする。</p> <p>（2） 地方税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法第 292 条第 1 項第 8 号に規定する扶養親族（16 歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第 314 条の 2 第 1 項第 11 号に規定する特定扶養親族（19 歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に</p>	

限る。)に同法第 314 条の 3 第 1 項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(3) 当該扶養義務者が指定都市(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(4) 地方税法第 292 条第 1 項第 11 号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同法第 292 条第 1 項第 12 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 同法第 295 条第 1 項(第 2 号の規定に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、同法第 314 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する額(同条第 3 項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第 314 条の 3 第 1 項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

3 この表の「入所施設」とは、障害児入所施設及び指定発達支援医療機関(入所に限る。)をいう。

4 措置児童等の属する世帯の階層が B 階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は 0 円とする。

② 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯

② 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 6 条第 1 項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第 2 項に規定する「配偶者のない男子」であつて、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 877 条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯

③ 「在宅障害児(者)(社会福祉施設に措置された児童(者)、法第 24 条の 2 により入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)(以下「障害者総合支援法」という。)第 6 条の自立支援給付の受給者(障害者総合支援法第 5 条第 6 項、第 7 項、第 12 項、第 13 項及び第 14 項のサービスに限る。)又は障害者総合支援法附則第 22 条の特定旧法受給者を除く。)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。

イ 療育手帳制度要綱(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号)に定め

る療育手帳の交付を受けた者。

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

④ 「その他の世帯」………保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると法第 56 条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。

5 同一世帯から 2 人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、この表の基準額に 0.1 を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

6 措置児童等が、3 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過した障害児であって小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、法第 56 条第 2 項の規定にかかわらず、当該措置児童等にかかる措置費のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については徴収しないこととする。

ただし、当該措置児童等にかかる措置費のうち実費負担に相当する部分については、この表の基準額を上限として徴収することができる。

7 6 の規定は、B 階層と認定された世帯に属する措置児童等が、3 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過する前の障害児である場合についても同様とする。

別表7 障害児入所施設事務費の保護単価（措置児童等1人当たり）表

1 一般分保護単価

(1) 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	273,200	265,110	263,060	257,720	254,840	247,290	241,600	235,910
31～40	230,180	223,330	221,670	217,040	214,600	208,290	203,510	198,700
41～50	207,260	201,080	199,510	195,330	193,170	187,470	183,080	178,680
51～60	200,230	194,240	192,730	188,740	186,590	180,890	176,740	172,480
61～70	193,690	187,840	186,390	182,420	180,390	174,830	170,800	166,670
71～80	184,740	179,160	177,730	173,960	171,950	166,700	162,830	158,870
81～90	180,160	174,680	173,290	169,610	167,770	162,550	158,760	154,950
91～100	173,440	168,220	166,880	163,270	161,380	156,420	152,740	149,000
101～110	172,480	167,260	165,920	162,320	160,560	155,550	151,900	148,180
111～120	171,620	166,390	165,120	161,610	159,740	154,810	151,150	147,470
121～130	170,790	165,570	164,250	160,780	158,870	153,980	150,330	146,660
131～140	169,860	164,650	163,340	159,890	158,090	153,210	149,540	145,860
141～150	169,070	163,900	162,610	159,110	157,300	152,380	148,820	145,150
151～160	167,840	162,700	161,460	157,980	156,200	151,400	147,670	144,070
161～170	166,610	161,520	160,280	156,830	155,090	150,240	146,680	142,970
171～180	165,500	160,410	159,190	155,750	153,880	149,220	145,580	142,010
181～190	164,170	159,180	157,900	154,500	152,770	148,010	144,480	140,890
191人以上	162,910	157,940	156,710	153,340	151,600	146,920	143,390	139,870

(1) - 2 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、障害者支援施設を併設する場合)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	542,490	526,730	522,830	511,400	505,270	489,420	477,420	465,360
11～20	354,300	343,890	341,290	333,830	329,870	319,370	311,520	303,620

(1) - 3 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

(障害者支援施設を本体施設とし、主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	219,890	214,080	212,620	208,360	206,150	200,210	195,880	191,460
11～20	193,960	188,530	187,150	183,200	181,080	175,490	171,480	167,220

(2) 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	271,730	263,350	261,330	256,970	255,720	246,330	238,840	233,110
31～40	251,950	244,250	242,300	238,350	237,330	228,490	221,560	216,190
41～50	242,570	235,180	233,310	229,060	227,600	219,080	212,400	206,990
51～60	231,590	224,490	222,700	218,680	217,200	209,070	202,810	197,700
61～70	220,030	213,270	211,580	207,890	206,410	199,160	193,520	188,910
71人以上	210,050	203,620	201,970	198,350	197,000	190,110	184,760	180,300

(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	253,970	246,410	244,520	239,450	236,810	229,840	224,530	219,250
31 ~ 35	225,540	218,820	217,180	212,640	210,320	204,030	199,290	194,580
36 ~ 40	208,850	202,690	201,150	197,000	194,750	189,010	184,660	180,340
41 ~ 50	185,690	180,170	178,790	175,070	173,110	167,960	164,070	160,170
51 ~ 60	179,560	174,210	172,850	169,190	167,360	162,320	158,510	154,750
61 ~ 70	174,060	168,760	167,490	164,000	162,100	157,220	153,570	149,900
71 ~ 80	168,370	163,230	161,980	158,570	156,770	152,000	148,410	144,900
81 ~ 90	162,590	157,670	156,420	153,140	151,360	146,770	143,260	139,830
91人以上	156,950	152,170	150,960	147,780	146,120	141,560	138,270	134,880

(3) - 2 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	603,130	585,480	581,140	568,260	561,550	543,660	530,360	516,880
6 ~ 10	543,090	527,290	523,420	511,770	505,810	489,750	477,700	465,670
11 ~ 15	402,220	390,470	387,530	378,620	372,790	361,060	352,130	343,300
16 ~ 20	332,690	322,880	320,440	313,140	308,310	298,360	291,030	283,610
21 ~ 25	286,030	277,610	275,540	269,140	264,940	256,430	250,070	243,750
26 ~ 30	255,140	247,530	245,640	240,330	236,810	229,840	224,530	219,250
31 ~ 35	227,270	220,580	218,830	214,140	210,930	204,680	199,860	195,190
36 ~ 40	209,730	203,530	201,970	197,680	194,670	188,900	184,530	180,210
41 ~ 50	195,420	189,640	188,160	184,020	181,240	175,770	171,650	167,490
51 ~ 60	179,780	174,410	173,060	169,280	166,800	161,770	157,990	154,290
61 ~ 70	174,250	168,940	167,660	164,020	161,470	156,680	152,970	149,320
71 ~ 80	168,550	163,390	162,140	158,580	156,150	151,360	147,780	144,280
81 ~ 90	162,730	157,810	156,560	153,160	150,770	146,190	142,700	139,280
91人以上	157,390	152,580	151,370	148,060	145,770	141,280	137,930	134,550

(3) - 3 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	309,640	301,640	299,600	293,740	290,680	282,530	276,490	270,330
6 ~ 10	215,300	209,460	208,000	203,720	201,510	195,580	191,140	186,710
11 ~ 15	181,780	176,690	175,450	171,770	169,860	164,710	160,930	157,030
16 ~ 20	167,160	162,390	161,280	157,780	155,980	151,180	147,560	143,940
21 ~ 25	156,630	152,080	150,980	147,780	146,120	141,490	138,200	134,830
26 ~ 30	147,870	143,560	142,470	139,450	137,770	133,550	130,320	127,100

(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	251,620	244,130	242,200	237,190	234,600	227,630	222,300	217,180
31 ~ 35	223,600	216,880	215,190	210,740	208,390	202,140	197,400	192,720
36 ~ 40	207,800	201,550	199,990	195,890	193,620	187,890	183,550	179,230
41 ~ 50	184,770	179,140	177,770	174,100	172,210	167,030	163,130	159,200
51 ~ 60	178,840	173,370	171,980	168,410	166,530	161,490	157,730	153,970
61 ~ 70	173,490	168,050	166,730	163,190	161,350	156,480	152,840	149,150
71 ~ 80	167,850	162,640	161,320	157,900	156,140	151,380	147,780	144,290
81 ~ 90	162,320	157,280	156,000	152,630	150,960	146,330	142,890	139,440
91人以上	156,680	151,760	150,500	147,340	145,630	141,190	137,820	134,450

(4) - 2 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	597,190	579,690	575,370	562,450	555,800	538,010	524,750	511,210
6 ~ 10	537,370	521,670	517,680	506,180	500,150	484,280	472,340	460,290
11 ~ 15	396,500	384,780	381,900	373,420	369,000	357,170	348,250	339,490
16 ~ 20	329,290	319,650	317,180	310,050	306,400	296,520	289,130	281,660
21 ~ 25	285,300	276,850	274,790	268,640	265,420	256,850	250,470	244,050
26 ~ 30	251,560	244,150	242,230	237,240	234,600	227,650	222,330	217,180
31 ~ 35	223,540	216,900	215,240	210,740	208,450	202,120	197,440	192,720
36 ~ 40	207,750	201,550	200,050	195,890	193,760	187,910	183,570	179,230
41 ~ 50	184,720	179,210	177,850	174,120	172,280	167,040	163,140	159,200
51 ~ 60	178,720	173,380	171,980	168,410	166,550	161,500	157,750	153,970
61 ~ 70	173,350	168,050	166,750	163,230	161,390	156,540	152,870	149,150
71 ~ 80	167,770	162,630	161,350	157,920	156,160	151,350	147,840	144,290
81 ~ 90	162,170	157,240	156,020	152,670	150,990	146,320	142,900	139,440
91人以上	156,560	151,780	150,580	147,350	145,690	141,220	137,850	134,450

(4) - 3 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	308,520	300,560	298,580	292,740	289,720	281,650	275,530	269,520
6 ~ 10	214,770	208,930	207,500	203,180	200,960	195,120	190,650	186,230
11 ~ 15	181,700	176,650	175,400	171,730	169,800	164,700	160,890	157,040
16 ~ 20	168,040	163,290	162,090	158,590	156,740	151,870	148,340	144,650
21 ~ 25	156,300	151,760	150,670	147,410	145,730	141,170	137,830	134,370
26 ~ 30	148,350	144,030	142,970	139,890	138,320	134,020	130,770	127,510

(5) 主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
50人まで	261,300	253,320	251,330	245,930	243,140	235,770	230,150	224,570
51 ~ 60	257,580	249,630	247,700	242,250	239,270	231,700	226,030	220,270
61 ~ 70	251,450	243,720	241,820	236,670	233,950	226,900	221,510	216,110
71人以上	246,650	239,110	237,240	232,260	229,600	222,710	217,390	212,090

2 加算分保護単価

(1) 職業指導員加算分保護単価

(福祉型障害児入所施設(主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。))

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	17,030	16,500	16,360	16,010	15,860	15,270	14,970	14,590
31 ~ 40	13,680	13,260	13,160	12,850	12,720	12,300	12,000	11,690
41 ~ 50	10,110	9,800	9,720	9,500	9,400	9,090	8,890	8,650
51 ~ 60	9,180	8,920	8,850	8,650	8,570	8,270	8,070	7,860
61 ~ 70	8,100	7,850	7,800	7,630	7,550	7,320	7,150	6,980
71 ~ 80	7,080	6,860	6,810	6,670	6,610	6,380	6,220	6,100
81 ~ 90	6,100	5,910	5,870	5,740	5,670	5,450	5,350	5,250
91 ~ 100	5,020	4,850	4,810	4,680	4,610	4,470	4,410	4,270
101 ~ 110	4,650	4,510	4,460	4,370	4,270	4,180	4,060	3,970
111 ~ 120	4,280	4,150	4,150	4,050	4,040	3,830	3,740	3,630
121 ~ 130	3,930	3,800	3,770	3,670	3,620	3,550	3,460	3,370
131 ~ 140	3,570	3,470	3,440	3,360	3,320	3,230	3,150	3,100
141 ~ 150	3,280	3,170	3,160	3,090	3,060	2,950	2,870	2,800
151 ~ 160	3,150	3,050	3,030	2,960	2,920	2,840	2,770	2,710
161 ~ 170	3,140	3,050	3,030	2,960	2,920	2,790	2,720	2,670
171 ~ 180	3,040	2,950	2,930	2,850	2,820	2,710	2,650	2,570
181 ~ 190	2,930	2,830	2,810	2,750	2,720	2,620	2,560	2,510
191人以上	2,750	2,670	2,650	2,610	2,580	2,510	2,440	2,390

(1) - 2 職業指導員加算分保護単価

(福祉型障害児入所施設(主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。))

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	51,830	50,220	49,850	48,710	48,090	46,590	45,380	44,130
11 ~ 20	25,800	24,990	24,800	24,240	23,930	23,200	22,590	21,960

(1) - 3 職業指導員加算分保護単価

(主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	103,890	100,720	99,940	97,640	96,430	93,290	90,970	88,480
6 ~ 10	51,830	50,220	49,850	48,710	48,090	46,590	45,380	44,130
11 ~ 15	34,490	33,410	33,150	32,390	32,030	30,960	30,180	29,370
16 ~ 20	25,800	24,990	24,800	24,240	23,930	23,200	22,590	21,960
21 ~ 25	20,590	19,940	19,780	19,330	19,110	18,500	18,060	17,550
26 ~ 30	17,030	16,500	16,360	16,010	15,860	15,270	14,970	14,590

(2) 主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の幼児加算分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	27,060	26,260	26,070	25,490	25,180	24,350	23,810	23,270

(3) 主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の指導員特別加算分保護単価

定員	月額
5人	37,560円
6～10	18,780
11～15	12,520
16～20	9,390
21～25	7,510
26～30	6,260
31～35	5,360

(4) 心理指導担当職員配置加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	38,140	37,030	36,750	35,920	35,360	34,250	33,410	32,580
11～20	19,070	18,510	18,370	17,960	17,680	17,120	16,700	16,290
21～30	12,710	12,340	12,250	11,970	11,780	11,410	11,130	10,860
31～40	9,530	9,250	9,180	8,980	8,840	8,560	8,350	8,140
41～50	7,620	7,400	7,350	7,180	7,070	6,850	6,680	6,510
51～60	6,350	6,170	6,120	5,980	5,890	5,700	5,570	5,430
61～70	5,450	5,290	5,250	5,130	5,050	4,890	4,770	4,650
71～80	4,760	4,620	4,590	4,490	4,420	4,280	4,170	4,070
81～90	4,230	4,110	4,080	3,990	3,920	3,800	3,710	3,620
91～100	3,810	3,700	3,670	3,590	3,530	3,420	3,340	3,250
101～110	3,460	3,360	3,340	3,260	3,210	3,110	3,030	2,960
111～120	3,170	3,080	3,060	2,990	2,940	2,850	2,780	2,710
121～130	2,930	2,840	2,820	2,760	2,720	2,630	2,570	2,500
131～140	2,720	2,640	2,620	2,560	2,520	2,440	2,380	2,320
141～150	2,540	2,460	2,450	2,390	2,350	2,280	2,220	2,170
151～160	2,380	2,310	2,290	2,240	2,210	2,140	2,080	2,030
161～170	2,240	2,170	2,160	2,110	2,080	2,010	1,960	1,910
171～180	2,110	2,050	2,040	1,990	1,960	1,900	1,850	1,810
181～190	2,000	1,940	1,930	1,890	1,860	1,800	1,750	1,710
191人以上	1,900	1,850	1,830	1,790	1,760	1,710	1,670	1,620

(5) 心理指導担当職員配置加算分保護単価（公認心理師を配置した場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	39,340	38,230	37,950	37,120	36,560	35,450	34,610	33,780
11～20	20,270	19,710	19,570	19,160	18,880	18,320	17,900	17,490
21～30	13,910	13,540	13,450	13,170	12,980	12,610	12,330	12,060
31～40	10,730	10,450	10,380	10,180	10,040	9,760	9,550	9,340
41～50	8,820	8,600	8,550	8,380	8,270	8,050	7,880	7,710
51～60	7,550	7,370	7,320	7,180	7,090	6,900	6,770	6,630
61～70	6,650	6,490	6,450	6,330	6,250	6,090	5,970	5,850
71～80	5,960	5,820	5,790	5,690	5,620	5,480	5,370	5,270
81～90	5,430	5,310	5,280	5,190	5,120	5,000	4,910	4,820
91～100	5,010	4,900	4,870	4,790	4,730	4,620	4,540	4,450
101～110	4,660	4,560	4,540	4,460	4,410	4,310	4,230	4,160
111～120	4,370	4,280	4,260	4,190	4,140	4,050	3,980	3,910
121～130	4,130	4,040	4,020	3,960	3,920	3,830	3,770	3,700
131～140	3,920	3,840	3,820	3,760	3,720	3,640	3,580	3,520
141～150	3,740	3,660	3,650	3,590	3,550	3,480	3,420	3,370
151～160	3,580	3,510	3,490	3,440	3,410	3,340	3,280	3,230
161～170	3,440	3,370	3,360	3,310	3,280	3,210	3,160	3,110
171～180	3,310	3,250	3,240	3,190	3,160	3,100	3,050	3,010
181～190	3,200	3,140	3,130	3,090	3,060	3,000	2,950	2,910
191人以上	3,100	3,050	3,030	2,990	2,960	2,910	2,870	2,820

(6) 看護職員配置加算 (I) 分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	51,130	49,470	49,050	47,800	46,970	45,300	44,050	42,800
11 ~ 20	25,570	24,730	24,520	23,900	23,480	22,650	22,020	21,400
21 ~ 30	17,040	16,490	16,350	15,930	15,650	15,100	14,680	14,270
31 ~ 40	12,780	12,360	12,260	11,950	11,740	11,320	11,010	10,700
41 ~ 50	10,220	9,890	9,810	9,560	9,390	9,060	8,810	8,560
51 ~ 60	8,520	8,240	8,170	7,960	7,820	7,550	7,340	7,130
61 ~ 70	7,300	7,060	7,000	6,830	6,710	6,470	6,290	6,110
71 ~ 80	6,390	6,180	6,130	5,970	5,870	5,660	5,500	5,350
81 ~ 90	5,680	5,490	5,450	5,310	5,210	5,030	4,890	4,750
91 ~ 100	5,110	4,940	4,900	4,780	4,690	4,530	4,400	4,280
101 ~ 110	4,640	4,490	4,460	4,340	4,270	4,110	4,000	3,890
111 ~ 120	4,260	4,120	4,080	3,980	3,910	3,770	3,670	3,560
121 ~ 130	3,930	3,800	3,770	3,670	3,610	3,480	3,380	3,290
131 ~ 140	3,650	3,530	3,500	3,410	3,350	3,230	3,140	3,050
141 ~ 150	3,400	3,290	3,270	3,180	3,130	3,020	2,930	2,850
151 ~ 160	3,190	3,090	3,060	2,980	2,930	2,830	2,750	2,670
161 ~ 170	3,000	2,910	2,880	2,810	2,760	2,660	2,590	2,510
171 ~ 180	2,840	2,740	2,720	2,650	2,610	2,510	2,440	2,370
181 ~ 190	2,690	2,600	2,580	2,510	2,470	2,380	2,310	2,250
191人以上	2,550	2,470	2,450	2,390	2,340	2,260	2,200	2,140

(7) 看護職員配置加算 (II) 分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	51,130	49,470	49,050	47,800	46,970	45,300	44,050	42,800
11 ~ 20	25,570	24,730	24,520	23,900	23,480	22,650	22,020	21,400
21 ~ 30	17,040	16,490	16,350	15,930	15,650	15,100	14,680	14,270
31 ~ 40	12,780	12,360	12,260	11,950	11,740	11,320	11,010	10,700
41 ~ 50	10,220	9,890	9,810	9,560	9,390	9,060	8,810	8,560
51 ~ 60	8,520	8,240	8,170	7,960	7,820	7,550	7,340	7,130
61 ~ 70	7,300	7,060	7,000	6,830	6,710	6,470	6,290	6,110
71 ~ 80	6,390	6,180	6,130	5,970	5,870	5,660	5,500	5,350
81 ~ 90	5,680	5,490	5,450	5,310	5,210	5,030	4,890	4,750
91 ~ 100	5,110	4,940	4,900	4,780	4,690	4,530	4,400	4,280
101 ~ 110	4,640	4,490	4,460	4,340	4,270	4,110	4,000	3,890
111 ~ 120	4,260	4,120	4,080	3,980	3,910	3,770	3,670	3,560
121 ~ 130	3,930	3,800	3,770	3,670	3,610	3,480	3,380	3,290
131 ~ 140	3,650	3,530	3,500	3,410	3,350	3,230	3,140	3,050
141 ~ 150	3,400	3,290	3,270	3,180	3,130	3,020	2,930	2,850
151 ~ 160	3,190	3,090	3,060	2,980	2,930	2,830	2,750	2,670
161 ~ 170	3,000	2,910	2,880	2,810	2,760	2,660	2,590	2,510
171 ~ 180	2,840	2,740	2,720	2,650	2,610	2,510	2,440	2,370
181 ~ 190	2,690	2,600	2,580	2,510	2,470	2,380	2,310	2,250
191人以上	2,550	2,470	2,450	2,390	2,340	2,260	2,200	2,140

(8) 児童発達支援管理責任者配置費分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	55,560	53,710	53,240	51,850	50,930	49,080	47,690	46,300
11 ~ 20	27,780	26,850	26,620	25,920	25,460	24,540	23,840	23,150
21 ~ 30	18,520	17,900	17,740	17,280	16,970	16,360	15,890	15,430
31 ~ 40	13,890	13,420	13,310	12,960	12,730	12,270	11,920	11,570
41 ~ 50	11,110	10,740	10,640	10,370	10,180	9,810	9,530	9,260
51 ~ 60	9,260	8,950	8,870	8,640	8,480	8,180	7,940	7,710
61 ~ 70	7,930	7,670	7,600	7,400	7,270	7,010	6,810	6,610
71 ~ 80	6,940	6,710	6,650	6,480	6,360	6,130	5,960	5,780
81 ~ 90	6,170	5,960	5,910	5,760	5,650	5,450	5,290	5,140
91 ~ 100	5,550	5,370	5,320	5,180	5,090	4,900	4,760	4,630
101 ~ 110	5,050	4,880	4,840	4,710	4,630	4,460	4,330	4,200
111 ~ 120	4,630	4,470	4,430	4,320	4,240	4,090	3,970	3,850
121 ~ 130	4,270	4,130	4,090	3,980	3,910	3,770	3,660	3,560
131 ~ 140	3,960	3,830	3,800	3,700	3,630	3,500	3,400	3,300
141 ~ 150	3,700	3,580	3,550	3,450	3,390	3,270	3,170	3,080
151 ~ 160	3,470	3,350	3,320	3,240	3,180	3,060	2,980	2,890
161 ~ 170	3,260	3,150	3,130	3,050	2,990	2,880	2,800	2,720
171 ~ 180	3,080	2,980	2,950	2,880	2,830	2,720	2,640	2,570
181 ~ 190	2,920	2,820	2,800	2,720	2,680	2,580	2,510	2,430
191人以上	2,770	2,680	2,660	2,590	2,540	2,450	2,380	2,310

(9) 児童指導員等加配加算分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	41,670	40,280	39,930	38,890	38,190	36,810	35,760	34,720
11 ~ 20	20,830	20,140	19,960	19,440	19,090	18,400	17,880	17,360
21 ~ 30	13,890	13,420	13,310	12,960	12,730	12,270	11,920	11,570
31 ~ 40	10,410	10,070	9,980	9,720	9,540	9,200	8,940	8,680
41 ~ 50	8,330	8,050	7,980	7,770	7,630	7,360	7,150	6,940
51 ~ 60	6,940	6,710	6,650	6,480	6,360	6,130	5,960	5,780
61 ~ 70	5,950	5,750	5,700	5,550	5,450	5,250	5,100	4,960
71 ~ 80	5,200	5,030	4,990	4,860	4,770	4,600	4,470	4,340
81 ~ 90	4,630	4,470	4,430	4,320	4,240	4,080	3,970	3,850
91 ~ 100	4,160	4,020	3,990	3,880	3,810	3,680	3,570	3,470
101 ~ 110	3,780	3,660	3,630	3,530	3,470	3,340	3,250	3,150
111 ~ 120	3,470	3,350	3,320	3,240	3,180	3,060	2,980	2,890
121 ~ 130	3,200	3,090	3,070	2,990	2,930	2,830	2,750	2,670
131 ~ 140	2,970	2,870	2,850	2,770	2,720	2,620	2,550	2,480
141 ~ 150	2,770	2,680	2,660	2,590	2,540	2,450	2,380	2,310
151 ~ 160	2,600	2,510	2,490	2,430	2,380	2,300	2,230	2,170
161 ~ 170	2,450	2,360	2,340	2,280	2,240	2,160	2,100	2,040
171 ~ 180	2,310	2,230	2,210	2,160	2,120	2,040	1,980	1,920
181 ~ 190	2,190	2,120	2,100	2,040	2,010	1,930	1,880	1,820
191人以上	2,080	2,010	1,990	1,940	1,910	1,840	1,780	1,730

(10) 小規模グループケア加算分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人当たり	91,360	88,310	87,550	85,270	83,740	80,700	78,410	76,130

障害児入所施設の職種別職員定数表

1 福祉型障害児入所施設

(1) 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
児童指導員 保 育 士	通じて定員4.3人につき1人。 ただし、定員30人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介 助 員	1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱 託 医	2人。
児童発達支 援管理責任 者	1人。

(2) 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
児童指導員 保 育 士	通じて定員4.3人につき1人。 ただし、定員30人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介 助 員	1人。

看護師	通じて定員20人につき1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
医師	医師1人。嘱託医2人。
児童発達支援管理責任者	1人。

(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
児童指導員	通じて定員5人につき1人。
保育士	ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介助員	1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	2人。
児童発達支援管理責任者	1人。

(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。 ただし、定員30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。
児童指導員 保 育 士	通じて定員5人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介 助 員	1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱 託 医	1人。
児童発達支 援管理責任 者	1人。

(5) 主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。 ただし、定員30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。
児童指導員 保 育 士	通じて定員3.5人につき1人。
介 助 員	1人。
看 護 師	定員50人につき3人。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	1人。

調理員等	4人。
嘱託医	1人。
児童発達支援管理責任者	1人。

主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、障害者支援施設を併設する場合の職種別職員定数表

職 種 別	職 員 の 定 数	
	本 体 施 設	併 設 施 設
	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設	障害者支援施設
施 設 長	1人。	_____
児 童 指 導 員 保 育 士	通じて定員4. 3人につき1人。 ただし、定員30人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	_____
介 助 員	1人。	_____
職 業 指 導 員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	_____
栄 養 士	1人。 ただし、定員41人以上の場合に限る。	_____
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。	_____
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。	_____
嘱 託 医	2人。	_____
児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者	1人。	_____

主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合の職種別職員定数表

職 種 別	職 員 の 定 数		
	本 体 施 設	併 設 施 設	
	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	障害者支援施設
施 設 長	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
児 童 指 導 員 保 育 士	通じて定員5人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。	_____
介 助 員	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
職 業 指 導 員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
栄 養 士	1人。 ただし、定員41人以上の場合に限る。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごと	本体施設の職員と兼務とする。	_____

	に1人を加算する。		
嘱託医	2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
児童発達支援管理責任者	1人。	業務に支障がない場合は本体施設の児童発達支援管理責任者と兼務できる。	_____

主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合の職種別職員定数表

職種別	職員の定数		
	本体施設	併設施設	
	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	障害者支援施設
施設長	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
児童指導員 保育士	通じて定員5人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。	_____
介助員	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	_____

栄 養 士	1人。 ただし、定員41人以上の場合に限る。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
嘱 託 医	2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者	1人。	業務に支障がない場合は本体施設の児童発達支援管理責任者と兼務できる。	_____

障害者支援施設を本体施設とし、主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合の職種別職員定数表

職 種 別	職 員 の 定 数	
	本 体 施 設	併 設 施 設
	障害者支援施設	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設
施 設 長	_____	本体施設の職員と兼務とする。
医 師	_____	本体施設の職員と兼務とする。
児 童 指 導 員 保 育 士	_____	通じて定員4.3人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。
職 業 指 導 員	_____	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。

栄 養 士	_____	本体施設の職員と兼務とする。
事 務 員	_____	本体施設の職員と兼務とする。
調 理 員 等	_____	本体施設の職員と兼務とする。
児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者	_____	業務に支障がない場合は本体施設のサービス管理責任者と兼務できる。

障害者支援施設を本体施設とし、主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合の職種別職員定数表

職 種 別	職 員 の 定 数		
	本 体 施 設	併 設 施 設	
	障害者支援施設	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設
施 設 長	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
児 童 指 導 員 保 育 士	_____	通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。	通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。
職 業 指 導 員	_____	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
事 務 員	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
調 理 員 等	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。

医 師	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
児童発達支援管理責任者	_____	業務に支障がない場合は本体施設のサービス管理責任者と兼務できる。	業務に支障がない場合は本体施設のサービス管理責任者と兼務できる。

別紙様式 1

障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金調書

地方公共団体名

令和 年度 厚生労働省所管

(単位:円)

国			地方公共団体										備考	
歳出 予算 科目	交付決定額	補助 率	歳入			歳出								
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫負 担金相当額	支出済額	うち国庫負 担金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫負 担金相当額		

(記入要領)

- 1 「国」の「交付決定額」は、交付決定通知書に示した負担金の額を記入すること。また、「歳出予算科目」は、項、目及び目の細分を記載すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、追加補正予算額等区分を、歳出にあつては、当初予算額、追加補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 4 「備考」は、参考となる事項を適宜記載すること。

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金の交付申請について

標記について、次により国庫負担金を交付されたく、関係書類を添えて申請する。

なお、管内市町村分については、申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、併せて提出する。

申請額	金	0 円
都道府県分	金	0 円
市 町 村分	金	0 円
うち障害児入所給付費等国庫負担金	金	0 円
都道府県分	金	0 円
市 町 村分	金	0 円
うち障害児入所医療費等国庫負担金	金	0 円
都道府県分	金	0 円
市 町 村分	金	0 円

(添付書類)

- 1 **令和** 年度障害児入所給付費等国庫負担金所要額調書 (別紙A)
- 2 **令和** 年度障害児入所医療費等国庫負担金所要額調書 (別紙B)
- 3 **令和** 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等 (別紙C)
- 4 歳入歳出予算書 (又は見込書) 抄本

別添

寄附金その他の収入内訳

種目	金額	算出の基礎

(記入要領)

「寄附金その他の収入予定額」については、「厚生省所管補助金等にかかる寄附金その他の収入の取扱いについて」(昭和35年4月25日会発第1312号各都道府県知事あて厚生省大臣官房会計課長通知)を参照すること。

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金所要額調書

(単位:円)

区分 施設種別	予定支弁総額			予定徴収金等			寄附金その他の収入 予定額 ⑦	⑧差引国庫負担基本額 (③-(⑥+⑦))	⑨同左に対する 要国庫負担額 (⑧×1/2)	⑩既交付決定額	⑪差引変更分所要額 (⑨-⑩)	備考
	①前年度実績支弁総額	②率%	③(①×②)	④前年度実績徴収金	⑤率%	⑥(④×⑤)						
障害児施設措置費国庫負担金	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設							0				
	主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設							0				
	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関							0				
	指定発達支援医療機関(肢体不自由児)							0				
計			0			0	0	0	0	0	0	
障害児入所給付費等	障害児入所給付費							0				
	高額障害児入所給付費							0				
	特定入所障害児食費等給付費							0				
	計			0			0	0	0	0	0	
旧障害児施設給付費等	旧障害児施設給付費							0				
	旧高額障害児施設給付費							0				
	旧特定入所障害児食費等給付費							0				
	計			0			0	0	0	0	0	
合計	0		0	0		0	0	0	0	0	0	

(記載上の注意)

- 「①前年度実績支弁総額」の欄は、前年度交付要綱により算定された額を記入すること。
- 「②率」、「⑤率」の欄は、過去の措置児童等数、支弁額、徴収金基準額の増減を考慮し、各都道府県において設定したものとし、その率の算出根拠を備考欄に簡明に記入すること。
- 「障害児入所給付費等」及び「旧障害児施設給付費等」の「予定支弁総額」については、交付要綱5の(1)のイにより算定された額を記入すること。
- 本様式には医療費、入院時食事療養費及び障害児入所医療費を除いた予定支弁額を記入すること。

令和 年度障害児入所医療費等国庫負担金所要額調書

(単位:円)

区分 施設種別	予定支弁総額			予定徴収金等			寄附金その他の収入 予定額 ⑦	⑧差引国庫負担基本額 (③-(⑥+⑦))	⑨同左に対する 要国庫負担額 (⑧×1/2)	⑩既交付決定額	⑪差引変更分所要額 (⑨-⑩)	備考
	①前年度実績支弁総額	②率%	③(①×②)	④前年度実績徴収金	⑤率%	⑥(④×⑤)						
障害児施設措置医療費国庫負担金	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設							0				
	主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設							0				
	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関							0				
	指定発達支援医療機関(肢体不自由児)							0				
	計			0			0	0	0	0		0
障害児施設医療費国庫負担金	障害児入所医療費							0				
	計			0		0	0	0	0		0	
	旧障害児施設医療費							0				
	計			0		0	0	0	0		0	
合計			0			0	0	0	0	0	0	

(記載上の注意)

- 「①前年度実績支弁総額」の欄は、前年度交付要綱により算定された額を記入すること。
- 「②率」、「⑤率」の欄は、過去の措置児童等数、支弁額、徴収金基準額の増減を考慮し、各都道府県において設定したものとし、その率の算出根拠を備考欄に簡明に記入すること。
- 「障害児入所医療費」及び「旧障害児施設医療費」の「予定支弁総額」については、交付要綱5の(2)のイにより算定された額を記入すること。
- 本様式には医療費、入院時食事療養費及び障害児入所医療費のみの予定支弁額を記入すること。

別紙C

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金市町村分申請額内訳

〇〇県

区 分			種 目	対象経費の 支出予定額	寄附金その他 の収入予定額	差引額 (A-B)	基準額	国庫負担基本額 (C・Dいずれか 少ない方の額)	通所利用者負担額	差引国庫負担 基本額 (E-F)	国庫負担所要額 (G×1/2)	既交付決定額	差引追加交付 (一部取消)申請額 (H-I)		
				A	B	C	D	E	F	G	H	I	J		
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
障 害 児 入 所 給 付 費 等	障 害 児 入 所 給 付 費 等 国 庫 負 担 金	い や る 事 心 を 得 な い 事 由 に よ る 措 置	やむを得ない事由による措置費			0		0		0	0		0		
			障 害 児 通 所 給 付 費 等	障害児通所給付費			0		0	/	0	/	0	/	0
				特例障害児通所給付費			0		0		0				
				高額障害児通所給付費			0		0		0				
	計			0	0	0	0	0	0		0				
	障 害 児 相 談 支 援 給 付 費 等	障 害 児 相 談 支 援 給 付 費 等	障害児相談支援給付費			0		0	/	0	/	0	/	0	
			特例障害児相談支援給付費			0		0		0					
			計			0	0	0		0		0		0	0
	小 計					0	0	0		0		0		0	0
	障 害 児 入 所 医 療 費 等	国庫 負担 金	障 害 児 入 所 給 付 費 等 国 庫 負 担 金	やむを得ない事由による措置医療費			0		0		0	0		0	
医療 費 等				肢体不自由児通所医療費			0		0	/	0	0	0	0	
小 計					0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合 計				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(記入要領)

この表は、別紙様式3の交付申請書をとりとめて、市町村分を作成すること。

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

指 定 都 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長 印

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金の交付申請について

標記について、次により国庫負担金を交付されたく、関係書類を添えて申請する。

申請額	金	0 円
〔	うち障害児入所給付費等国庫負担金	金 0 円
	うち障害児入所医療費等国庫負担金	金 0 円
〕		

(添付書類)

- 1 **令和** 年度障害児入所給付費等国庫負担金所要額調書 (別紙A)
- 2 **令和** 年度障害児入所医療費等国庫負担金所要額調書 (別紙B)
- 3 歳入歳出予算書 (又は見込書) 抄本

別添

寄附金その他の収入内訳

種目	金額	算出の基礎

(記入要領)

「寄附金その他の収入予定額」については、「厚生省所管補助金等にかかる寄附金その他の収入の取扱いについて」(昭和35年4月25日会発第1312号各都道府県知事あて厚生省大臣官房会計課長通知)を参照すること。

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金所要額調書

(単位:円)

区分 施設種別	予定支弁総額			予定徴収金等			寄附金その他の収入 予定額 ⑦	⑧差引国庫負担基本額 (③-(⑥+⑦))	⑨同左に対する 要国庫負担額 (⑧×1/2)	⑩既交付決定額	⑪差引変更分所要額 (⑨-⑩)	備考
	①前年度実績支弁総額	②率%	③(①×②)	④前年度実績徴収金	⑤率%	⑥(④×⑤)						
障害児施設措置費国庫負担	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設							0				
	主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設							0				
	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関							0				
	指定発達支援医療機関(肢体不自由児)							0				
計			0			0	0	0	0		0	
障害児入所給付費等	障害児入所給付費							0				
	高額障害児入所給付費							0				
	特定入所障害児食費等給付費							0				
	計			0			0	0	0		0	
旧障害児施設給付費等	旧障害児施設給付費							0				
	旧高額障害児施設給付費							0				
	旧特定入所障害児食費等給付費							0				
	計			0			0	0	0		0	
合計			0			0	0	0	0	0	0	

(記載上の注意)

- 「①前年度実績支弁総額」の欄は、前年度交付要綱により算定された額を記入すること。
- 「②率」、「⑤率」の欄は、過去の措置児童等数、支弁額、徴収金基準額の増減を考慮し、各都道府県において設定したものとし、その率の算出根拠を備考欄に簡明に記入すること。
- 「障害児入所給付費等」及び「旧障害児施設給付費等」の「予定支弁総額」については、交付要綱5の(1)のイにより算定された額を記入すること。
- 本様式には医療費、入院時食事療養費及び障害児入所医療費を除いた予定支弁額を記入すること。

令和 年度障害児入所医療費等国庫負担金所要額調書

(単位:円)

区分 施設種別	予定支弁総額			予定徴収金等			寄附金その他の収入 予定額 ⑦	⑧差引国庫負担基本額 (③-(⑥+⑦))	⑨同左に対する 要国庫負担額 (⑧×1/2)	⑩既交付決定額	⑪差引変更分所要額 (⑨-⑩)	備考	
	①前年度実績支弁総額	②率%	③(①×②)	④前年度実績徴収金	⑤率%	⑥(④×⑤)							
障害児施設措置 医療費 国庫負担金	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設							0					
	主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設							0					
	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設							0					
	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設							0					
	主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設							0					
	主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設							0					
	主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設							0					
	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関							0					
	指定発達支援医療機関(肢体不自由児)							0					
計			0			0	0	0	0		0		
障害児施設医療費 国庫負担金	障害児入所医療費							0					
	計			0		0	0	0	0		0		
	旧障害児施設医療費							0					
	計			0		0	0	0	0		0		
合計			0			0	0	0	0	0	0		

(記載上の注意)

- 1 「①前年度実績支弁総額」の欄は、前年度交付要綱により算定された額を記入すること。
- 2 「②率」、「⑤率」の欄は、過去の措置児童等数、支弁額、徴収金基準額の増減を考慮し、各都道府県において設定したものとし、その率の算出根拠を備考欄に簡明に記入すること。
- 3 「障害児入所医療費」及び「旧障害児施設医療費」の「予定支弁総額」については、交付要綱5の(2)のイにより算定された額を記入すること。
- 4 本様式には医療費、入院時食事療養費及び障害児入所医療費のみの予定支弁額を記入すること。

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

市 町 村 長 印

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金の交付申請について

標記について、次により国庫負担金を交付されたく、関係書類を添えて申請する。

申請額	金	0	円
〔	うち障害児入所給付費等国庫負担金	金	0 円
	うち障害児入所医療費等国庫負担金	金	0 円
〕			

(添付書類)

- 1 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金所要額調書 (別紙A)
- 2 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金事業計画書 (別紙B)
- 3 歳入歳出予算書 (又は見込書) 抄本

別添

寄附金その他の収入内訳

種目	金額	算出の基礎

(記入要領)

「寄附金その他の収入予定額」については、「厚生省所管補助金等にかかる寄附金その他の収入の取扱いについて」(昭和35年4月25日会発第1312号各都道府県知事あて厚生省大臣官房会計課長通知)を参照すること。

別紙B

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び
障害児入所医療費等国庫負担金事業計画書

市町村名

事業種別			対象者延人員(人)	対象経費の支出 予定額(円)	
障害児入所給付費等	障害児施設 措置費国庫負担金	やむを得ない事由による措置費			
	障害児施設給付費等国庫負担金	障害児通所給付費等	障害児通所給付費		
			特例障害児通所給付費		
			高額障害児通所給付費		
			計	0	0
	障害児相談支援給付費等	障害児相談支援給付費			
		特例障害児相談支援給付費			
		計	0	0	
	小計			0	0
	障害児入所医療費等	障害児施設 措置費国庫負担金	やむを得ない事由による措置医療費		
障害児施設 医療費国庫負担金		肢体不自由児通所医療費			
小計		0	0		
合計			0	0	

(注)対象者延人員(人)には、各月の請求時における利用者数の年間(事業実施月)合計数を記入すること。

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付決定通知書

〇〇〇市（町村）

令和 年 月 日第 号で申請のあった令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条 { 第1項の規定により、
第3項の規定により修正のうえ、 } 令和 年 月 日厚生労働省発障第 号をもって次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

令和 年 月 日

〇〇県知事〇〇〇〇

印

- 1 国庫負担金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成 19年 12月 18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知の別紙「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の4に定める事業であり、その内容は別紙のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び国庫負担金の額は、別紙のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は国庫負担金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。
- 3 この国庫負担金の額の確定は、交付要綱の5に定める交付額の算定方法により行われるものである。
- 4 この国庫負担金は、交付要綱の7に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の12に定めるところにより行わなければならない。
- 6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は令和 年 月 日とする。

別紙

交付対象事業並びに事業に要する経費及び負担金の額

〇〇〇市(町村)

区 分			事業に要する経費	負担金の額	
			円	円	
障 害 児 入 所 給 付 費 等	障害児施設 措置費 国庫負担金	やむを得ない事由による措置費			
	障害児施設給付費等 国庫負担金	障害児通所給付費等	障害児通所給付費	/	/
			特例障害児通所給付費		
			高額障害児通所給付費		
		計	0		
	障害児相談支援 給付費等	障害児相談支援給付費	/	/	
		特例障害児相談支援給付費			
		計			0
	小 計			0	0
	障 害 児 入 所 医 療 費 等	障害児施設 措置費 国庫負担金	やむを得ない事由による措置医療費		
障害児施設 医療費 国庫負担金		肢体不自由児通所医療費			
小 計			0	0	
合 計			0	0	

番 号

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金
変更交付決定通知書

〇〇〇市（町村）

令和 年 月 日第 号で交付された令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金
及び障害児入所医療費等国庫負担金については、{ 令和 年 月 日第 号申請に基
づき、
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する
法律（昭和30年法律第179号）第10条第1項の規定により } 令和 年 月 日厚生労働省発
障第 号をもって決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。

（超過交付が生じた場合）

なお、超過交付となった金 円については、同法第18条第1項の規定により、令和
年 月 日までに返還することを命じられたので併せて通知する。

令和 年 月 日

〇〇県知事〇〇〇〇

印

- 1 国庫負担金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成 19年 12月 18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知の別紙「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の4に定める事業であり、その内容は別紙のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び国庫負担金の額は、別紙のとおりである。
- 3 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は令和 年 月 日とする。

別紙

交付対象事業並びに事業に要する経費及び負担金の額

区 分			事業に要する経費	左のうち今回増加額 (減少)	負担金額	左のうち今回追加交付額 (減少)	
			円	円	円	円	
障 害 児 入 所 給 付 費 等	障害児施設 措置費国庫 負担金	やむを得ない事由による措置費					
	障害児施設給付費等 国庫負担金	障害児通所給付費等	障害児通所給付費	/	/	/	/
			特例障害児通所給付費	/	/	/	/
			高額障害児通所給付費	/	/	/	/
			計	0	0	0	0
	障害児相談支援 給付費等	障害児相談支援	障害児相談支援給付費	/	/	/	/
			特例障害児相談支援給付費	/	/	/	/
			計	0	0	0	0
	小 計			0	0	0	0
	障 害 児 入 所 医 療 費 等	障害児施設 措置費医療費 国庫負担金	やむを得ない事由による措置医療費				
障害児施設 医療費国庫 負担金		肢体不自由児通所医療費					
小 計			0	0	0	0	
合 計			0	0	0	0	

第
令和 年 月 日 号

厚生労働大臣 殿

都 道 府 県 知 事 印

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金に係る事業実績報告書

令和 年 月 日厚生労働省発障第 号により交付決定を受けた標記に係る事業実績について、関係書類を添えて報告する。

なお、同日付で交付決定を受けた管内市町村分の標記に係る事業実績については、次のとおり報告があり、内容を審査した結果適正と認められるので、併せて提出する。

添付書類

- (1) 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金精算書 (別紙A)
- (2) 令和 年度障害児入所医療費等国庫負担金精算書 (別紙B)
- (3) 初日措置人員等施設種別及び月別集計表並びに障害児入所給付費等対象者等集計表 (別紙C)
- (4) 初日措置人員等施設種別及び月別集計表並びに障害児入所医療費等対象者等集計表 (別紙D)
- (5) 令和 年度障害児入所措置費事業費支弁児童 (者) 数月別集計表 (別紙E)
- (6) 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金市町村分精算書集計表 (別紙F)
- (7) 歳入歳出決算書抄本

別添

寄附金その他の収入額の内訳

種目	金額	説明
○ ○ ○ ○ 計	円	

(記入要領)

「寄附金その他の収入済額」については、「厚生省所管補助金等にかかる寄附金その他の収入の取扱いについて」（昭和35年4月25日会発第1312号各都道府県知事あて厚生省大臣官房会計課長通知）を参照すること。

(単位:円)

〇 〇 県

施設種別	実支出額	寄附金	し実支出額から寄附金を控除した額	障害児入所措置医療費		障害児入所医療費	旧障害児施設医療費	計	国庫負担の対象となる支弁の額(①と②を比較して少ない方の額)	徴収金等	差引国庫負担基本額	(⑤×1/2)	同左に対する要国庫負担額	国庫負担金交付決定額	国庫負担金受入済額	要国庫負担金に対する受入済額の過不足額	国庫負担金未受入額
				医療費	入院時食事療養費												
障害児施設			0					0	0		0						
措置施設			0					0	0		0						
医療費国庫負担金			0					0	0		0						
①小計	0	0	0	0	0			0	0	0	0		0				
障害児施設医療費国庫負担金			0			(0)		0	0		0						
措置施設医療費国庫負担金			0			(0)		0	0		0						
指定発達支援医療機関(肢体不自由児)			0			(0)		0	0		0						
指定発達支援医療機関(重症心身障害児)			0			(0)		0	0		0						
②小計	0	0	0			(0)0		0	0	0	0		0				
旧障害児施設			0					0	0		0						
指定第1種自閉症児施設			0				(0)	0	0		0						
指定第2種自閉症児施設			0					0	0		0						
指定盲児施設			0					0	0		0						
指定ろうあ児施設			0					0	0		0						
指定難聴幼児通園施設			0					0	0		0						
指定肢体不自由児施設			0				(0)	0	0		0						
指定医療機関(肢体不自由児)			0				(0)	0	0		0						
指定知的障害児通園施設			0					0	0		0						
指定重症心身障害児施設			0				(0)	0	0		0						
指定医療機関(重症心身障害児)			0				(0)	0	0		0						
指定知的障害児通園施設			0					0	0		0						
③小計	0	0	0				(0)0	0	0		0		0	7	8	8-6	7-8
合計(①+②+③)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0			0	0

別紙D

初日措置人員等施設種別及び月別集計表並びに障害児入所医療費等対象者等集計表

1. 障害児入所措置医療費

施設種別等 月別	福祉型知的障害児入所施設	主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設	主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関（肢体不自由児）
	人	人	人	人	人	人	人	人
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
1月								
2月								
3月								
計	0	0	0	0	0	0	0	0

2. 障害児入所医療費

施設種別等 月別	障害児入所医療費
人	
3月	
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
計	0

〇〇県
3. 旧障害児施設医療費

施設種別等 月別	旧障害児施設医療費
人	
3月	
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
計	0

(記載上の注意)

1. 障害児入所医療費については、それぞれの施設種別ごとに、前年度3月から当該年度2月までの対象者延べ人員数を記載すること。
(障害児入所給付費の欄に記載した人員の再掲とする。)
2. 旧障害児施設医療費については、前年度3月から当該年度2月までの対象者延べ人員数を記載すること。

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金市町村分精算書集計表

〇〇県

区分	種目	対象経費の支出済額	寄附金その他の収入額	差引額 (A-B)	基準額	国庫負担基本額 (C・Dいずれか少ない方の額)	通所利用者負担額	差引国庫負担基本額 (E-F)	国庫負担所要額 (G×1/2)	交付決定額	国庫負担受入額	差引過不足額		備考	
												過 (J-H)	不足 (H-J)		
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	円	円	円	
障害児入所給付費等	障害児入所施設国庫負担金	措置費		0		0		0	0				0	0	
	障害児入所施設給付費等	障害児通所給付費等	障害児通所給付費		0		0	/	0	/	/	/	/	/	
			特例障害児通所給付費		0		0		0						
			高額障害児通所給付費		0		0		0						
			計	0	0	0	0	0		0	0		0	0	
	国庫負担金	障害児相談支援給付費等	障害児相談支援給付費		0		0	/	0	/	/	/	/	/	
			特例障害児相談支援給付費		0		0		0						
			計	0	0	0	0	0		0	0		0	0	
	小計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	障害児入所医療費等	国庫負担金	措置費		0		0		0	0				0	0
国庫負担金		医療費		0		0	/	0	0				0	0	
小計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(記入要領)

- この表は、別紙様式7の実績報告書を取りまとめて、市町村分を作成すること。
- 「高額障害児通所給付費」については、高額介護（予防）サービス費及び高額医療合算介護（予防）サービス費との併給調整を要する場合における支給額の変更は、当該併給調整額が確定した年度の実績報告額に計上し、対象経費の支出済額に含まれる当該変更額を、「備考」の欄で明らかにすること。

第 号
令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

指 定 都 市 市 長 印
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金に係る事業実績報告書

令和 年 月 日厚生労働省発障第 号により交付決定を受けた標記に係る事業実績について、
関係書類を添えて報告する。

添付書類

- (1) 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金精算書（別紙A）
- (2) 令和 年度障害児入所医療費等国庫負担金精算書（別紙B）
- (3) 初日措置人員等施設種別及び月別集計表並びに障害児入所給付費等対象者等集計表（別紙C）
- (4) 初日措置人員等施設種別及び月別集計表並びに障害児入所医療費等対象者等集計表（別紙D）
- (5) 令和 年度障害児入所措置費事業費支弁児童（者）数月別集計表（別紙E）
- (6) 歳入歳出決算書抄本

別添

寄附金その他の収入額の内訳

種目	金額	説明
○ ○ ○ ○ 計	円	

(記入要領)

「寄附金その他の収入済額」については、「厚生省所管補助金等にかかる寄附金その他の収入の取扱いについて」（昭和35年4月25日会発第1312号各都道府県知事あて厚生省大臣官房会計課長通知）を参照すること。

(単位:円)

〇〇市

施設種別	実支出額	寄附金	実施した支額から寄附金を控除	障害児入所措置医療費		障害児入所医療費	旧障害児施設医療費	計②	国庫負担の対象となる支弁総額(①と②を比較して少ない方の額)	徴収金等	差引国庫負担基本額	(⑤×1/2)	国庫負担金交付決定額	国庫負担金受入済額	国庫負担金に対する受入済額の過不足額	国庫負担金未受入額
				医療費	入院時食事療養費											
障害児施設措置施設			①					②	③	④	③-④	⑤	⑥			
主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設			0					0	0		0					
主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設			0					0	0		0					
主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設			0					0	0		0					
主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設			0					0	0		0					
主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設			0					0	0		0					
主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設			0					0	0		0					
主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設			0					0	0		0					
国庫負担金			0					0	0		0					
指定発達支援医療機関(肢体不自由児)			0					0	0		0					
①小計	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0					
障害児施設医療費																
主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設			0			(0)		0	0		0					
主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設			0			(0)		0	0		0					
主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設			0			(0)		0	0		0					
指定発達支援医療機関(肢体不自由児)			0			(0)		0	0		0					
指定発達支援医療機関(重症心身障害児)			0			(0)		0	0		0					
②小計	0	0	0			(0)0		0	0	0	0					
旧障害児施設																
指定知的障害児施設			0					0	0		0					
指定第1種自閉症児施設			0				(0)	0	0		0					
指定第2種自閉症児施設			0					0	0		0					
指定盲児施設			0					0	0		0					
指定ろうあ児施設			0					0	0		0					
指定難聴幼児通園施設			0					0	0		0					
指定肢体不自由児施設			0				(0)	0	0		0					
指定医療機関(肢体不自由児)			0				(0)	0	0		0					
指定医療機関(肢体不自由児)			0				(0)	0	0		0					
指定重症心身障害児施設			0				(0)	0	0		0					
指定医療機関(重症心身障害児)			0				(0)	0	0		0					
指定知的障害児通園施設			0					0	0		0					
③小計	0	0	0				(0)0	0	0		0					
合計(①+②+③)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0

初日措置人員等施設種別及び月別集計表並びに障害児入所給付費等対象者等集計表

施設種別等	1. 障害児入所措置費								
	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として言語障害児を入所させる福祉型障害児入所施設	主としててんかんを有する児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設	主としててんかんを有する児を入所させる医療型障害児入所施設	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定養育施設	指定発達支援医療機関（肢体不自由児）	指定発達支援医療機関（重症心身障害児）
月別	人	人	人	人	人	人	人	人	人
4月									
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
1月									
2月									
3月									
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

施設種別等	2. 障害児入所給付費等												
	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設	福祉型障害児入所施設	主として自閉症児を入所させる障害児入所施設	主としててんかんを有する児を入所させる障害児入所施設	主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設	主としててんかんを有する児を入所させる医療型障害児入所施設	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設	指定発達支援医療機関（肢体不自由児）	指定発達支援医療機関（重症心身障害児）	指定発達支援医療機関（肢体不自由児）	指定発達支援医療機関（重症心身障害児）	（高機能障害児入所給付費）	（特定入所障害児食費等給付費）
月別	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
3月												()	()
4月												()	()
5月												()	()
6月												()	()
7月												()	()
8月												()	()
9月												()	()
10月												()	()
11月												()	()
12月												()	()
1月												()	()
2月												()	()
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)	(0)

施設種別等	3. 旧障害児施設給付費等													
	指定知的障害児施設	指定第1種自閉症児施設	指定第2種自閉症児施設	指定盲児施設	指定ろうあ児施設	指定難聴幼児通園施設	指定肢体不自由児施設	指定肢体不自由児施設（肢体不自由児）	指定重症心身障害児施設	指定重症心身障害児施設	指定重症心身障害児施設	指定知的障害児通園施設	（旧高機能障害児施設給付費）	（旧特定入所障害児食費等給付費）
月別	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
3月													()	()
4月													()	()
5月													()	()
6月													()	()
7月													()	()
8月													()	()
9月													()	()
10月													()	()
11月													()	()
12月													()	()
1月													()	()
2月													()	()
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)	(0)

(記載上の注意)

- 障害児入所措置費については、各月の初日措置人員について支弁台帳総括表の当該施設「初日措置人員」の欄の数を記載すること。
- 措置停止のある施設については、その人員を()書きで再掲すること。
- 障害児入所給付費については、それぞれの施設種別に、前年度3月から当該年度2月までの対象者延べ人員数を記載すること。
- 障害児入所給付費の高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費については、それぞれの対象者延べ人員数を記載すること。
また、高額障害児入所給付費については、高額介護(予防)サービス費及び高額医療費合算介護(予防)サービス費との併給調整を行った場合、当該年度に併給調整が確定した人員を対象者延べ人員数に含め、括弧書きでその人員を明らかにすること。
(障害児入所給付費の欄に記載した人員の再掲とする。)
- 旧障害児施設給付費については、それぞれの施設種別に、前年度3月から当該年度2月までの対象者延べ人員数を記載すること。
- 旧障害児施設給付費の高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費については、それぞれの対象者延べ人員数を記載すること。
(旧障害児施設給付費の欄に記載した人員の再掲とする。)

別紙D

初日措置人員等施設種別及び月別集計表並びに障害児入所医療費等対象者等集計表

施設種別等 月別	1. 障害児入所措置医療費									
	福祉型障害児入所施設 主として知的障害児を入所させる	福祉型障害児入所施設 主として自閉症児を入所させる	障害児入所施設 主として盲児を入所させる	福祉型障害児入所施設 主としてろうあ児を入所させる	福祉型障害児入所施設 主として肢体不自由児を入所させる	障害児入所施設 主として自閉症児を入所させる	障害児入所施設 主として肢体不自由児を入所させる	障害児入所施設 主として自閉症児を入所させる	指定発達支援医療機関（肢体不自由児） 主として重症心身障害児を入所させる	発達支援医療機関 主として重症心身障害児を入所させる
4月	人									
5月										
6月										
7月										
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
1月										
2月										
3月										
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

施設種別等 月別	2. 障害児入所医療費
	障害児入所医療費
3月	人
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
計	0

〇〇市

施設種別等 月別	3. 旧障害児施設医療費
	旧障害児施設医療費
3月	人
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
計	0

(記載上の注意)

1. 障害児入所医療費については、それぞれの施設種別ごとに、前年度3月から当該年度2月までの対象者延べ人員数を記載すること。
(障害児入所給付費の欄に記載した人員の再掲とする。)
2. 旧障害児施設医療費については、前年度3月から当該年度2月までの対象者延べ人員数を記載すること。

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

市 町 村 長

印

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び
障害児入所医療費等国庫負担金の事業実績報告について

令和 年 月 日厚生労働省発障第 号により交付決定を受けた標記に係る
事業実績について、関係書類を添えて報告する。

(添付書類)

- 1 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金精算書
- 2 歳入歳出決算書（又は見込書）抄本

別添

寄附金その他の収入額の内訳

種目	金額	説明
	円	
○ ○ ○ ○		
○ ○ ○ ○		
○ ○ ○ ○		
○ ○ ○ ○		
計		

(記入要領)

「寄附金その他の収入済額」については、「厚生省所管補助金等にかかる寄附金その他の収入の取扱いについて」（昭和35年4月25日会発第1312号各都道府県知事あて厚生省大臣官房会計課長通知）を参照すること。

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金精算書

〇〇市(町村)

第1 収支精算額表

区 分	種 目	対象経費の 支出済額	寄附金その他 の収入額	差引額 (A-B)	基準額	国庫負担基本額 (C・Dいずれか 少ない方の額)	通所利用者負 担額	差引国庫負担 基本額 (E-F)	国庫負担所要額 (G×1/2)	交付決定額	国庫負担受入額	差 引 過 不 足 額		備 考	
												過 (J-H)	不足 (H-J)		
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	円	円	円	
障 害 児 入 所 給 付 費 等	障害児施設 国庫負担金	やむを得ない事由による措置費			0	0	0	0	0			0	0		
	障害児施設給付費等	障害児通所給付費等	障害児通所給付費			0	0	/	0	/	/	/	/	/	
			特例障害児通所給付費			0	0	/	0	/	/	/	/	/	
			高額障害児通所給付費			0	0	/	0	/	/	/	/	/	
			計	0	0	0	0	0	/	0	0		0	0	
	国庫負担金	障害児相談支援給付費等	障害児相談支援給付費			0	0	/	0	/	/	/	/	/	
			特例障害児相談支援給付費			0	0	/	0	/	/	/	/	/	
			計	0	0	0	0	0	/	0	0		0	0	
	小 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	障 害 児 入 所 医 療 費 等	障害児施設 国庫負担金	やむを得ない事由による措置医療費			0	0		0	0			0	0	
障害児施設 国庫負担金		肢体不自由児通所医療費			0	0	/	0	0			0	0		
小 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(記入要領)

- 1 経費の配分変更を行った場合には、「備考」の欄でその増減額を明らかにすること。
- 2 「寄附金その他の収入額 (B欄)」がある場合は、別添によりその内訳を添付すること。
- 3 「高額障害児通所給付費」のA～E欄については、高額介護 (予防) サービス費及び高額医療合算介護 (予防) サービス費との併給調整を要する場合における支給額の変更は、当該併給調整額が確定した年度の実績報告額に計上し、A欄に含まれる当該変更相当額を、「備考」の欄で明らかにすること。

第2 対象経費の支出済額内訳

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金支出済額 内訳

事業種別			対象者延人員(人)	対象経費の支出済額(円)	
障害児入所給付費等	障害児施設措置費国庫負担金	やむを得ない事由による措置費			
	障害児施設給付費等国庫負担金	障害児通所給付費等	障害児通所給付費		
			特例障害児通所給付費		
			高額障害児通所給付費	()	()
			計	0	0
	障害児相談支援給付費等	障害児相談支援給付費等	障害児相談支援給付費		
			特例障害児相談支援給付費		
			計	0	0
	小計			0	0
	障害児入所医療費等	障害児施設措置費国庫負担金	やむを得ない事由による措置医療費		
障害児施設医療費国庫負担金		肢体不自由児通所医療費			
小計		0	0		
合計			0	0	

(注) 対象者延人員(人)には、各月の請求時における利用者数の年間(事業実施月)合計数を記入すること。
 また、「高額障害児通所給付費」について、高額介護(予防)サービス費及び高額医療合算介護(予防)サービス費との併給調整を行った場合、当該年度に併給調整額が確定した人数を対象者延人員(人)に含め、括弧書きでその人員を明らかにすること。
 なお、当該併給調整に伴う変更相当額については、対象経費の支出済額(円)に含め、括弧書きでその金額を明らかにすること。

番 号

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金確定通知書

〇〇〇市（町村）

令和 年 月 日第 号で交付決定通知した令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金については、令和 年 月 日第 号事業実績報告に基づき令和 年 月 日 厚生労働省発障第 号をもって交付額が別紙のとおり確定されたので通知する。

なお、標記負担金については精算不足分として金 円を追加交付することとしたので通知する。

また、超過交付となった金 円（〇〇費〇〇金 円、〇〇費〇〇金 円）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定により、令和 年 月 日までに返還することを命ずる。

令和 年 月 日

〇〇県知事〇〇〇〇

印

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び
障害児入所医療費等国庫負担金交付確定額内訳書

市町村名

区 分				確 定 額	受 入 額	超 付 過 額	不 足 額
				円	円	円	円
障 害 児 入 所 給 付 費 等	障害児施設 国庫負担金	やむを得ない事由による措置費	やむを得ない事由による措置費				
	障害児施設給付費等 国庫負担金	障害児通所給付費等	障害児通所給付費				
			特例障害児通所給付費				
			高額障害児通所給付費				
			計	0	0	0	0
	障害児相談支援 給付費等	障害児相談支援	障害児相談支援給付費				
			特例障害児相談支援給付費				
			計	0	0	0	0
	小 計			0	0	0	0
	障 害 児 入 所 医 療 費 等	障害児施設 国庫負担金	やむを得ない事由による措置医療費				
障害児施設 国庫負担金		肢体不自由児通所医療費					
小 計			0	0	0	0	
合 計				0	0	0	0